

居宅介護支援運営規程

医療法人社団 白美会
にいがた総合介護サービス

居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は介護保険法の基本理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営め、快適で安全な在宅医療・介護が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者及びその家族等の要望を取り入れた居宅介護サービス計画を作成することによって、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、生活の質の確保及び向上を重視して、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、社会的孤立感を解消し、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
 - 3 介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族等に対し、専門的観点から療養上必要とされる事項を理解しやすいように説明し、利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援の提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じる。
 - 6 事業所は指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他に必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 - 7 事業者は、自らその提供する介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 8 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。
 - 9 地域包括支援センターからの居宅介護予防支援の受託業務の実施

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 いいがた総合介護サービス
- (2) 事業所の所在 新潟県新潟市西蒲区巻甲 4368 番地

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事するものを、介護支援専門員とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者は管理者及び従業者を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人(サービス提供者を兼務できるものとする)
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は、所属従業者を指揮監督し、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。また、関係機関との連携をはかり、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。
 - ・主任介護支援専門員の資格を持つものとする。
- (2) 介護支援専門員(サービス提供者) 常勤で1人以上
 - ・利用者の選択に基づいた居宅介護支援を実施する。
 - ・管理者を兼務できるものとする。
- (3) 介護支援専門員一人当たりの担当利用者数は40件未満とする。但し、介護保険法に則り要支援者は1名を0.5件とする

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土、日、祝、祭日 年末年始(12月31日～1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
 - ① 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者などの内容、料金などの情報を適正に提供する。
 - ② 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けているサービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を充分説明して理解を得る。
 - ③ 利用者の家族等の希望や課題分析の結果把握された課題のに基づき、地域におけるサービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成期間、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - ④ ③により作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及びその家族等に対して十分に説明を行い、文書により同意を得た上で、利用者及び担当者に交付する事とする。
 - ⑤ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
 - ⑥ サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることな

く、計画的にサービスが提供されるよう考慮する。

- ⑦ 利用者の生活全般を支援するという観点から、保険給付対象のサービスのみならず、保険給付対象外のサービスやボランティアなどによるサービスも努めて盛り込むよう配慮する。
 - ⑧ 利用者やその家族等に対し複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能である旨を説明することとする。
 - ⑨ 作成した居宅サービス計画の総数うち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所にておいて作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の内、同一の指定居宅サービス業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等を文書交付及び口頭による説明を行い署名捺印または記名押印を受けるものとする。
- (3) 居宅サービス計画を作成し、サービスの提供を実行した以降においても利用者及びその家族等、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題分析を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、利用者の状態や希望に応じて、医療機関や介護保険施設への紹介をするなど適切な対応に心掛ける。
- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族等に対して理解しやすいよう説明することとする。
- (5) 利用者の相談を受ける場所は、相談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。
- (6) サービス担当者会議の開催場所は原則として相談室で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業者の事務所等を用いる。
- (7) 利用者の居宅を訪問する頻度は、居宅サービス計画を作成し、これに従ってサービスの提供が実施された後、原則的に1週間以内にサービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問し、それ以降は、利用者の容体が安定しており、かつサービスが計画に従って順調に提供されている場合は、少なくとも1ヶ月に1回利用者宅を訪問し利用者とは面接する。及び1月に1回モニタリングの結果を記録する。
なお、これに関わらず利用者の容体やサービスに対する要望、要介護度等に変動があった場合は、利用者の状態を把握できるよう必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。
- (8) 利用する課題分析の種類は、「MDS-HC」とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問に要した交通費は中山間地域(豪雪地帯対策特別措置法より厚生労働大臣が定める地域で、新潟県は全域が対象)等居住者へのサービス提供加算として所定単位数の5%を算定する。その為、交通費などの実費は徴収しない。

- 3 前項までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

- 第9条 介護支援専門員は、居宅介護支援実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の措置を講じることとする。
- 2 介護支援専門員は、前項について措置の経緯を、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故発生時の対応方法)

- 第10条 居宅介護支援事業者は、居宅介護支援実施中に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業を実施する地域は、次のとおりとする。
新潟市西蒲区

(秘密保持)

- 第12条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、適正な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者に漏洩しない。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず下記の目的以外の利用をしないことを条件に、下記相手方に対し、情報提供できるものとする。
目 的 サービス担当者会議及び下記相手方との連絡調整
相手方 居宅介護サービス計画に位置付けられた事業者
居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業者
主治医・保険者
予防給付に該当する場合は、地域包括支援センターとの連絡調整
 - 3 事業者は、前項に規定された相手方及び目的以外で個人情報を提供する必要がある場合には、別に同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)を概ね6月に1回以上開催(併設事業所との合同開催を含む)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を月1回以上開催(併設病院との合同開催を含む。)するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練(併設病院との合同開催を含む)を定期的に行うものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第16条 事業者は社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるよう、従業者の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年に12回以上実施
- 2 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 事業者は、提供した居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速で適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場内において行われる性的な言動、又は、優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第17条 この規程に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

(附則)

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

平成18年4月1日改定

平成18年11月16日改定

平成20年8月1日改定

平成21年4月1日改定

平成21年8月21日改定

平成22年4月1日改定

平成23年5月1日改定

平成23年5月16日改定

平成28年7月1日改定

平成30年4月1日改定

令和元年7月1日改定

令和5年4月1日改定 (全文の『家族』のあとに『等』を追加)

(第2条5項、6項の追加及び以下の項の整理)

(第5条 管理者資格の経過措置文を削除)

(第7条2号の⑨を追加)

(第13条虐待防止に関する事項の追加)

(第14条業務継続計画の策定等の追加)

(第15条衛生管理等の追加)

(その他運営にあたっての重要事項を第16条に変更)

(第16条2項 『事業者は、従業者の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、事業所の設備・備品については、衛生的な管理を行う。』を削除し、『事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。』に変更)

(第16条その他運営にあたっての重要事項に4項を追加)

(補足を第17条に変更)